

東京たま広域資源循環組合情報セキュリティ基本方針（宣言書）

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は生活、経済、社会のあらゆる面で拡大している。一方で、個人情報への漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざん、操作ミス等によるシステム障害等が後を絶たない。また、自然災害によるシステム障害や疾病を起因とするシステム運用の機能不全にも備える必要がある。

東京たま広域資源循環組合（以下「組合」という。）は、職員等の個人情報や行政運営上重要な情報などを多数取り扱っている。また、電子自治体の構築が進み、多くの業務が情報システムやネットワークに依存している。したがって、これらの情報資産を様々な脅威から防御することは、行政の安定的、継続的な運営のために必要不可欠である。

これらの状況に鑑み、組合における情報資産に対する安全対策を推進するため、以下に積極的に取り組むことを宣言する。

- （１）情報セキュリティ対策に取り組むための体制を確立する。
- （２）情報セキュリティ対策の基準として情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行のための手順等を盛り込んだ実施手順を策定する。
- （３）組合の保有する情報資産を適正に管理する。
- （４）情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適正に実施するために、職員等に対して必要な教育を実施する。
- （５）情報セキュリティインシデントが発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、手順を定める。
- （６）情報セキュリティ対策の実施状況の監査、自己点検等を通して、定期的に対策の見直しを実施する。
- （７）全ての職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティ基本方針を遵守する。

令和８年３月３１日

東京たま広域資源循環組合 管理者 阿 部 裕 行

東京たま広域資源循環組合議会 議 長 土 屋 けんいち